

平成 2 8 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員



芦 監 報 第 11 号

平成 29 年 8 月 30 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 重 村 啓二郎

平成 28 年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。



# 平成 28 年度芦屋市財政健全化等審査意見

## 第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称）及び地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

平成 29 年 8 月 7 日から平成 29 年 8 月 22 日まで

## 第 3 審査の方法

本審査は、市長から提出された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。



## 1 概要

### (1) 健全化判断比率の状況

平成 28 年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかったため比率が算定されなかった。

(単位：%)

区 分	平成 28 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.18	20.00
連結実質赤字比率	—	17.18	30.00
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	96.0	350.0	

\*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

### (2) 資金不足比率の状況

平成 28 年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、いずれも資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

なお、対象となる本市の特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の 3 会計である。

(単位：%)

区 分	平成 28 年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	20.0

\* 財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

## 2 各比率ごとの状況

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等（芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計）に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
実質赤字比率 (%)	= $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

#### ① 実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	545,553	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	45,014	(黒字)
合計	590,567	(黒字)

\*この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

#### ② 標準財政規模の算定

(単位：千円)

標準税収入額等	22,615,519
普通交付税額	475,809
臨時財政対策債発行可能額	585,584
合計	23,676,912

\*以降の連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

#### ③ 実質赤字比率の算定

以上により、平成28年度の一般会計等の実質収支は5億9千万円の黒字となり、実質赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。



## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
連結実質赤字比率 (%)	= $\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

### ① 連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	545,553	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	45,014	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	253,639	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	223,409	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	525	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	91,770	(黒字)
水道事業の資金不足(剰余)額	302,610	(資金剰余)
病院事業の資金不足(剰余)額	1,626,787	(資金剰余)
下水道事業特別会計の資金不足(剰余)額	0	
宅地造成事業特別会計の資金不足(剰余)額	162,200	(資金剰余)
都市再開発事業特別会計の資金不足(剰余)額	33,397	(資金剰余)
合計	3,284,904	(黒字)

\*この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

### ② 連結実質赤字比率の算定

以上により、平成28年度の全会計の連結実質収支は32億8,490万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	$\frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} (*①) \\ & + \text{地方債の準元利償還金} (*②)) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ & \text{係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に} \\ & \text{係る基準財政需要額算入額} \end{aligned}}$
実質公債費比率 (%)	=
(3か年平均)	

(\*①) 元利償還金＝一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金

(\*②) 準元利償還金＝一般会計から下水道や病院，水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち，公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

#### ① 実質公債費比率算定要素の内訳

(単位：千円)

地方債の元利償還金	5,981,590
準元利償還金	1,089,136
特定財源	1,757,612
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,168,494
標準財政規模	23,676,912

#### ② 実質公債費比率の算定

(単位：%)

平成28年度実質公債費比率（単年度）	5.86731
平成27年度実質公債費比率（単年度）	2.23148
平成26年度実質公債費比率（単年度）	2.38898
平成28年度実質公債費比率（3か年平均）	3.4

(参考) 平成25年度実質公債費比率（単年度） 11.91080

以上のとおり，平成28年度の実質公債費比率は単年度では5.86731%となり，前年度に比べて上昇しているが，平成25年度単年度の実質公債費比率が11.91080%であったことから，その影響がなくなったことにより，直近の3か年平均では3.4%となり，前年度に比べ2.1ポイントの低下となっている。

③ 前年度との比較分析

【増加で比率の上昇要因，減少で比率の低下要因となる要素】 (単位：千円)

項 目	平成28年度	平成27年度	増減額
ア 地方債の元利償還金	5,981,590	5,345,621	635,969
イ 準元利償還金	1,089,136	1,164,135	△ 74,999
計	7,070,726	6,509,756	560,970

【増加で比率の低下要因，減少で比率の上昇要因となる要素】 (単位：千円)

項 目	平成28年度	平成27年度	増減額
ア 特 定 財 源	1,757,612	1,763,574	△ 5,962
イ 元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	4,168,494	4,315,528	△ 147,034
ウ 標 準 財 政 規 模	23,676,912	23,614,572	62,340
計	27,845,406	27,930,100	△ 84,694

以上を分析すると、地方債の元利償還金が昨年度に比べて5億6千万円増加しており、これが他の増減要素と比較してかなり大きく、平成28年度単年度の実質公債費比率を上昇させる大きな要因となっている。

これは一般会計の特定の地方債の元利償還金が償還最終年度において一時的にまとまった額の償還（約7億円程度の増加）となったことの影響によるものである。

しかしながら、平成27年度の算定において用いた平成25年度単年の実質公債費比率が平成26年度の実質公債費比率が平成26年度及び平成27年度に比較して大幅に高かったため、平成28年度における3か年平均では、結果として低下している。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金（地方債）など、地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
将来負担比率 (%)	$= \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

##### ① 将来負担額の内訳

(単位：千円)

地方債残高①（一般会計）	48,959,248
地方債残高②（公共用地取得費特別会計）	5,998,800
債務負担行為に基づく支出予定額	7,044,525
他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額	8,590,026
組合負担等見込額	134,486
退職手当負担見込額	5,062,298
設立法人の負債額等負担見込額	11,659
将来負担額合計	75,801,042

##### ② 充当可能財源の内訳

(単位：千円)

充当可能基金	16,177,744
充当可能特定歳入	12,379,979
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込	28,507,296
充当可能財源合計	57,065,019

##### ③ 将来負担比率の算定

(単位：千円)

将来負担額	75,801,042
充当可能財源等	57,065,019
標準財政規模	23,676,912
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,168,494

以上の結果、平成28年度の将来負担額は96.0%となり、前年度と比べ25.6ポイントの低下となっている。

④ 前年度との比較分析（内訳ベースでの比較）

【増加で比率の上昇要因，減少で比率の低下要因となる要素】（単位：千円）

項目（将来負担額）	平成28年度	平成27年度	増減額
ア 地方債残高① （一般会計）	48,959,248	47,515,182	1,444,066
イ 地方債残高② （公共用地取得費特別会計）	5,998,800	10,688,400	△ 4,689,600
ウ 債務負担行為に基づく 支出予定額	7,044,525	7,660,685	△ 616,160
エ 他会計地方債元金償還金に充て る一般会計等負担見込額	8,590,026	9,384,290	△ 794,264
オ 組合負担等見込額	134,486	168,310	△ 33,824
カ 退職手当負担見込額	5,062,298	5,227,626	△ 165,328
キ 設立法人の負債額等 負担見込額	11,659	14,698	△ 3,039
計	75,801,042	80,659,191	△ 4,858,149

【増加で比率の低下要因，減少で比率の上昇要因となる要素】（単位：千円）

項目	平成28年度	平成27年度	増減額
ア 充当可能基金	16,177,744	14,612,202	1,565,542
イ 充当可能特定歳入	12,379,979	10,899,859	1,480,120
ウ 元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入見込額	28,507,296	31,671,321	△ 3,164,025
エ 元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額	4,168,494	4,315,528	△ 147,034
オ 標準財政規模	23,676,912	23,614,572	62,340
計	84,910,425	85,113,482	△ 203,057

以上を分析すると、将来負担額のうち、一般会計の地方債残高が前年に比べ約14億円増加したものの、公共用地取得費特別会計の地方債残高が約47億円減少したほか、将来負担額その他の要素すべてで減少しており、その結果、平成28年度の将来負担比率が低下している。

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
資金不足比率 (%)	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (*)}} $

(\*) 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する額

- ① 平成28年度の下水道事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)

歳入 (ア)	2,792,782
歳出 (イ)	2,779,086
翌年度に繰り越すべき財源 (ウ)	0
歳入地方債の現在高 (エ)	82,820
解消可能資金不足額 (オ)	576,000
事業の規模	1,575,444
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ)	0 (*)

\* 上記資金不足額計算において (オ) の解消可能資金不足額を加えた結果、プラス (資金剰余) となるが、この場合、算定上の取扱いにより、ゼロとなる。

以上の結果、平成28年度の下水道事業特別会計の資金不足額は生じない。  
この場合、資金不足比率は算定されない。

- ② 平成28年度の宅地造成事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)

歳入 (ア)	471,173
歳出 (イ)	439,773
翌年度に繰り越すべき財源 (ウ)	0
歳入地方債の現在高 (エ)	0
解消可能資金不足額 (オ)	
土地収入見込額 (カ)	130,800
事業の規模	471,173
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ) + (カ)	162,200 (資金剰余)

以上の結果，平成28年度の宅地造成事業特別会計は1億6,220万の資金剰余となり，資金不足は生じない。この場合，資金不足比率は算定されない。

③ 平成28年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)

歳入 (ア)	171,470	
歳出 (イ)	138,073	
翌年度に繰り越すべき財源 (ウ)	0	
歳入地方債の現在高 (エ)	0	
解消可能資金不足額 (オ)	0	
土地収入見込額 (カ)	0	
事業の規模	10,123	
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ) + (カ)	33,397	(資金剰余)

以上の結果，平成28年度の都市再開発事業特別会計は3,340万の資金剰余となり，資金不足は生じない。この場合，資金不足比率は算定されない。

### 3 審査のまとめ

#### (1) 総括

平成 28 年度の健全化判断比率等についてまとめると、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。

実質公債費比率については 3.4%で、前年度より 2.1 ポイント低下している。これは市債の償還の進捗により、元利償還金の減少傾向が続いていること等によるものである。但し、平成 28 年度単年度の比率については、一時的な償還の増加に伴って上昇している点には留意が必要である。

将来負担比率については 96.0%で、前年度より 25.6 ポイント低下している。これは、一般会計の市債残高が増加したものの、比率の算定上、連結算入される公共用地取得費特別会計の市債残高がそれを上回って減少したことや、基金残高が増加したこと等によるものである。

法非適用企業に係る特別会計の資金不足比率については、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

#### (2) 意見

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。しかしながら、算定に用いられている要素は極めて多く、算定過程も複雑であることから、今後とも慎重かつ適正な算定がなされるよう十分留意されたい。

また、算定された健全化判断比率については早期健全化基準を大きく下回っており、今後もこれらの基準以上となる可能性は低いと考えられる。

しかしながら、市債の償還はかなり進んでいるものの、震災前の水準に比べればまだ多い状況であり、平成 28 年度の一般会計における公債費の支出も約 49 億円と決算額全体の 11%程度を占めている。さらに、JR 芦屋駅南市街地再開発事業や市営住宅大規模集約事業、中学校施設の建替事業など、多額の市債の発行を伴う事業が実施中もしくは今後実施される予定であり、各比率について短期的な変動はあっても、中長期的には安定した水準となるよう計画的に管理していくよう努められたい。

以上



(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率					
一般会計等	一 般 会 計		↑ 実質赤字比率	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 資金不足比率	↑ 連結実質赤字比率	↑ 実質公債費比率	↑ 将来負担比率	
		介護保険事業特別会計					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用					下水道事業特別会計
							宅地造成事業特別会計
							都市再開発事業特別会計
		法適用					病院事業会計
							水道事業会計
							一部事務組合
広域連合	丹波少年自然の家事務組合						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
	損失補償している団体	阪神福祉事業団					
	兵庫県信用保証協会						

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

(参考)実質公債費比率及び将来負担比率の10年間の推移

